

大学図書館サービスと著作権

土屋俊
(千葉大学)

<http://CogSci.L.chiba-u.ac.jp/~tutiya/Talks>

大学図書館の機能

- 学習図書館としての機能
 - 本の溜まり場
 - 学生の溜まり場
- 研究図書館としての機能
 - 資料収集、保存、提供
 - 契約処理
 - 図書館間協力
- 大学と社会との接点としての機能
 - 学術情報の蓄積拠点(購入費は公共より大きい)
 - 学内研究成果の発信拠点

一般的動向 (情報化との関係は)

- “Privatization of information”論
 - 情報は誰かによって作られ、使う人はその使用に対して対価を支払わなければならない
 - アメリカ、ヨーロッパにおける知的財産権関連法律の改正 (WIPOの国内法対応)
 - 権利者よりの判例 (The New York Times Co. v. Tasiniなど)
- 図書館としては、公益性を強調
 - アメリカにおける fair use
 - EU Directiveへの影響
 - 明確な対立
- したがって、とりあえずは予断しない

「昨今」の「問題」

- 「コイン式コピー機」の導入
 - 学生のコピー機利用が図書館による複製であるか
 - 国公立大学図書館協力委員会と日本複写権センターとの協議
- 図書館間協力におけるファックスの使用
 - 図書館による複製(31条)であること
 - 平成13年度における文化審議会著作権分科会ワーキンググループにおける審議経過とその後の展開
- 大学図書館における電子図書館的機能の拡充と著作権の問題
 - プリントアウト、デジタイゼーション、電子ジャーナル

そもそもの発端

- 日本複写権センターの発足時の重要テーマのひとつとして、大学における複写があった
 - 研究室における複製
 - 図書館における複製
 - 授業のための複製
 - 事務のための複製
- 国大協等へ申し入れ
- 国公立大学図書館協力委員会、国立大学図書館協議会で対応

いわゆる「厳格4条件」(1993年6月)

- コイン式複写機器等による複写は31条外の複写

– ただし、次の4条件を満たす場合は、図書館等による複写に準じて取り扱う。

- (1) 使用するコイン式複写機は、図書館等の管理の下にあるものであること
- (2) 利用者は、図書館等に複写の申し込みをしなければならないこと
- (3) 図書館等は、この申し込みについて、適法なものか否か厳格な審査を行うこと
- (4) 複写後、図書館等は、作成された複写物が申し込みの内容と合致しているか否かを厳格に審査すること

大学図書館サイドの対応

- 「厳格4条件」は実効上不可能
- 失われた平成の5年間
- 平成9年度国立大学図書館協議会著作権特別委員会による報告書
 - JRRCとの契約締結を視野にいれた交渉の継続
 - ガイドラインによるファックスによるILLの実施
- 利用者による「誓約書」提出をもって図書館による複製とする方式の提案(平成11年3月)
 - (3)(4)を利用者が教員・学生と閉じているので信頼するという原則で回避し、(2)によってバランスをとり、(1)については広い範囲を認めさせる
- 具体的アクションプランの提唱(平成13年6月)

現状

- 提案したアクションプランに基づいて協議をゆっくりと展開
 - 「図書館施設」の範囲の確定
 - 「分館」ではない分館の扱い
 - この点については、JRRCと合意
 - (定期刊行物について)「刊行後相当期間経過後」の範囲について
 - 係争中
- しかし、事務レベル交渉チャンネルは確保
- 仲介業者の多元化への柔軟な対応体制
- 相手の顔が見える交渉への移行

ファクシミリ等による図書館間協力

文化審議会著作権分科会

情報小委員会

図書館等における

著作物等の利用に関する

ワーキンググループ

(現在とりあえずお休み)

における審議からその後の展開

(当事者による検討)

経緯

- 平成12年3月
 - 旧文部省生涯学習局に研究協力者会議を設けて
 - コンピュータ, インターネット等を活用した著作物等の教育利用について 検討
- この前提としては,
 - 初中等教育におけるコンピュータ利用の進展
 - 小中高学校のインターネット接続の急激な進展
 - バーチャルエージェント
 - さまざまな関連問題
 - 図書館、インターネット一般、Open Source

著作権分科会WGへ

- 「教育現場における著作物の利用」(35条)
 - － 遠隔授業、合同授業、公開講座での利用(教材を見せるところを放送・通信する)
 - － [総合的学習]なども含めて、教師でなく、児童・生徒が複製物を作る(プリントアウトも)
 - － 複製によって作成された教材の共有
 - － 遠隔試験における利用
- 「図書館における著作物の複製」(31条)
 - － コイン式コピー、ILLにおけるFAX利用(2つの懸案)
 - － 一定の制限の妥当性(分量、種類、目的など)
 - － 電子図書館、媒体変換

WGの目的

- 31条の改正を必要とするか、必要ならばどのような改正をするべきかを検討
- 権利者、利用者からの現状における問題点、それに基づく要望を集約
- 両者が合意できる点について、法律改正の方向を探る
- 法律改正のためには、他の条項の規定内容との調整が必要(それは親委員会で行なう)

ここで、2つのスレッドに注意

1. 国公立大学図書館協力委員会と日本複写権センターとの「コイン式コピー機」をめぐる交渉過程(これまでで述べたとおり)

現在事務レベルで進行中

2月8日に進行状況確認の協議

2. 文化審議会著作権分科会情報小委員会図書館等における著作物等の利用に関するワーキンググループ(および引き続き、15年度法改正を目指して7月まで当事者による検討)(これから述べるとおり)

非公式当事者間協議の場に以降して、31条がらみ等のいろいろな問題を協議

スレッド1はスレッド2を制約したか

- もちろん、YES！
- スレッド1は現行法(無許諾無償の範囲の存在を前提としてその範囲外について許諾契約を必要とする)を前提として10年以上交渉(利用者自身が複写作業を行う場合も図書館による複製とするように交渉)。
- 最近数年で一定の合意(複写権センターと)
- この枠組みは有意味である(少なくとも1.5億枚が無許諾無保証の範囲で実施)
- したがって、この前提を崩す必要は大学にはない

大学図書館での交渉状況がWGにおける図書館側の態度を制約したか

- YES !
- 図書館側としての館種間整合性の維持
 - 現行法の運用で可能なことを失わないようにする
(現在無許諾できることを許諾必要としない)
 - 新しい制限拡大から単純な補償金論にとりこまれないようにする
- したがって、31条のどこをいじるかという議論のみが可能

利用者側の要望

- 公衆送信権の制限
- 非定期刊行物所載の著作物全体の複製
- (保存のための) 媒体変換
- 録音図書が無許諾作成の範囲の拡大
- インターネット端末からのプリントアウトすること
- 図書館内の利用に限定して資料の無許諾のデータベース化
- (一人1部、一部分、相当期間などについては要望せず。)

なぜ「一部分」問題を取り上げなかったか

- 図書館の複製全体にかかわる補償金制度とのかかわり
 - 権利制限として規定すると、
 - 図書館において複製は行ってよい
 - ただし、補償金を支払うものとする
 - となる(現行のようでは一律補償金にする意味がない)
 - このときの適正な補償金は1枚2円ではない(だろう)
 - 補償金の分配には統計が必要だろう
- 窓口トラブル回避論は本末転倒
- 報酬請求権論はとりあえず31条とは無関係

公衆送信権の制限の要望

- FAX送信は公衆送信であるという解釈
- Internet利用した送信(ILLの場合はArielなど)も当然、公衆送信
- しかし、現在郵送による複写物の提供は実態として行なわれており、権利者やJRRC(1993)としても認めざるを得ないと考えている
- 現在、手渡し以外の方法(郵送)による提供は10%以下であるので、複製の全体に影響しない
- FAX送信、Internet送信は郵送に準じる提供の方法と考えられる
- したがって、公衆送信権の制限を要望

図書館における複製物提供手段

通信される複製物

、 コピー機(郵送):紙の移動

、 Fax:紙 紙(原複製物の廃棄)

、 インターネット通信:
メール添付、ファイル転送:
紙 ファイル ファイル 紙
(原複製物の廃止とファイルの消去)

複製物の様態

、 : 紙(アナログ)

、 Fax:紙(アナログ)の電話回線通信

、 : インターネット通信

・PC上では、デジタルファイルで通信したのち紙(アナログ)に出力

・PC上のデジタルファイルはOCRなどを介したテキストデータベースではなく、ページイメージの画像情報

・電子透かし技術等電子的複製物の遡及的保護手段が必須



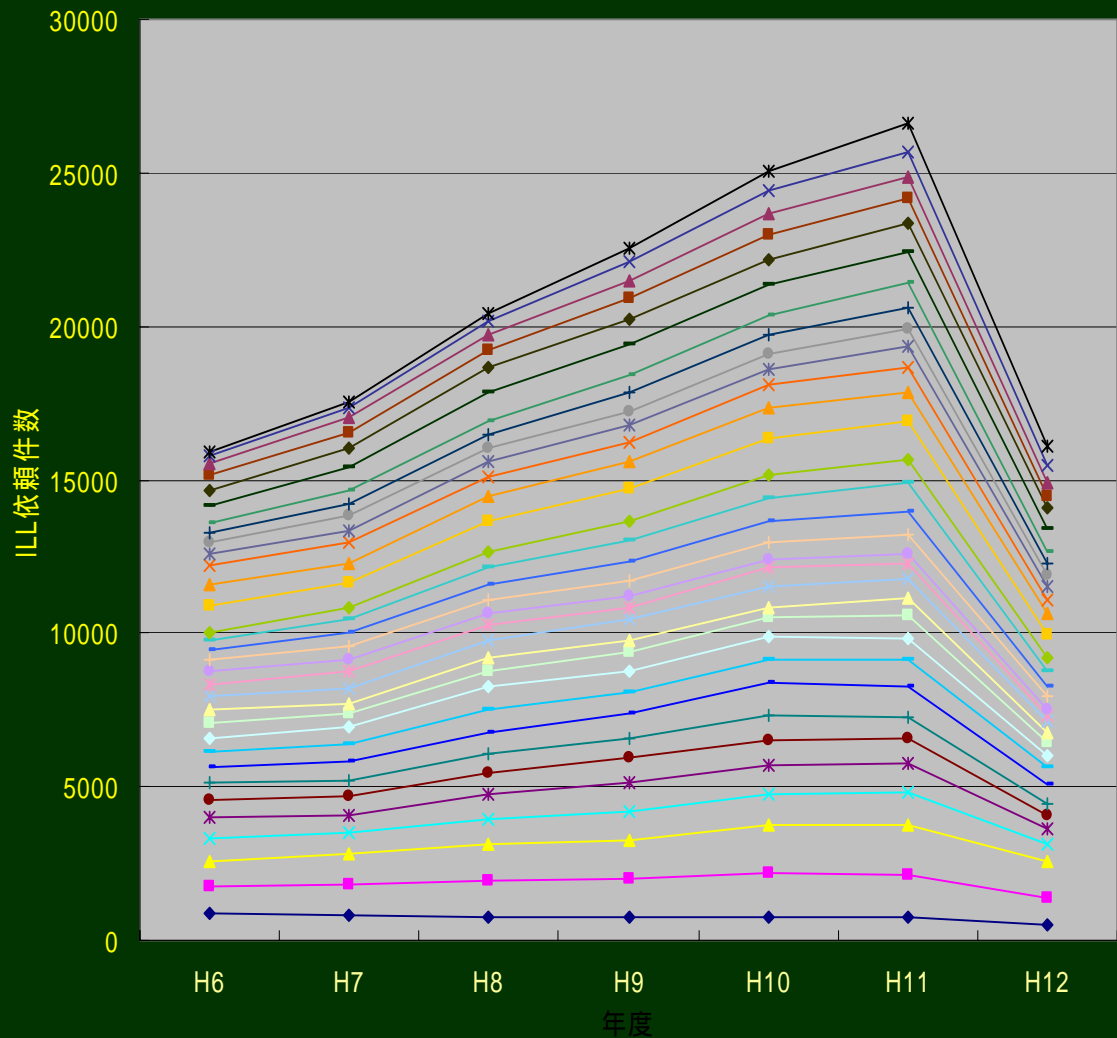
ガイドラインの考え方

提供形態	図書館の役割
: 複写物の利用者への郵送 : 複写物の図書館への郵送	図書館は複写依頼内容を31条の範囲内かどうかを判断
: 利用者へのfax通信: : 図書館へのfax通信:	送信図書館は原複写物破棄 送信図書館は原複写物破棄
: 図書館へのインターネット通信:	送信図書館は原複写物破棄とファイル消去
(A) 受信図書館がプリンター出力して利用者到手渡し	受信図書館はファイル消去
(B) 受信図書館から利用者へインターネット通信	図書館側は電子透かし組み込み
: 利用者へのインターネット通信:	送信図書館側は原複写物破棄とファイル消去 図書館側は電子透かし組み込み

権利者側の反応

- 学術研究のための迅速な情報提供の必要性は理解できる
- しかし、
 - 電子的ファイルが作成されることには懸念
 - ガイドラインによる対応
 - 全体の量の問題が重要
 - 複製の全体に対してごくわずか(NACSIS-ILLで100万件かつ頭打ち)であり、複製全体の量への影響はほとんどない
 - かつ、大学間ILLは電子ジャーナル化によって大幅に変容の可能性あり、したがって、複製全体の量を減らすかもしれない

NACSIS-ILLにおけるElsevier刊行雑誌の依頼件数(積上げグラフ)



- *— Chemosphere
- x— Free radical biology & medicine
- ▲— Physiology and behavior
- Neuroscience
- ◆— Tetrahedron
- Tetrahedron letters
- Solid state ionics
- +— Journal of non-crystalline solids
- European journal of pharmacology
- *— Journal of crystal growth
- x— Surface science
- ▲— Chemical physics letters
- FEBS letters
- ◆— Cancer letters
- Mutation research
- Journal of chromatography. A
- +— Journal of immunological methods
- Journal of electroanalytical chemistry and interfacial electrochemistry
- *— Physica. C, Superconductivity
- x— Journal of hepatology
- ▲— Journal of membrane science

その他の要望についてざっと

非定期刊行物所載の著作物全体の複製

- 現在でも定期刊行物ならばOKであるのに、内容的にほとんどかわらないものができるのは学術研究などの目的の実現を阻害
- テクニカルペーパー、紀要などの非定期逐次刊行物および記念論文集などの単行本
- 権利者側としてほぼ容認可能であるが、
 - 文芸作品の場合にはずいぶん違う(芥川賞受賞作品一挙掲載、連載を複製して合本)
- 学術関係と文芸関係との実態および意識に関する乖離が見えてきている(?)

技術が日進月歩するなかでの保存

- 技術の進歩
 - 計算機関連、アナログ技術、アナログ デジタル
- 保存の目的との調整
 - 再生手段が失われてしまうことへの対応が新規
- 権利者からは
 - 将来におけるビジネスチャンスを奪うことになる
 - 媒体変換といってもデジタル化だったら、提供も容易になるではないか
- 法律改正は絶対必要か？ 現行法の「保存」の項の運用ではだめか？ 少なくとも合意された「ガイドライン」は必要

録音図書は無許諾作成の範囲の拡大

- 現在、点字図書館のみ無許諾でよい(37条)
- 公共図書館は許諾を申請し、90%くらい無償で実施
- 福祉増進の立場から、公共図書館へも拡大を
 - 利用者の限定は同様に制御できる
- 権利者は、あまりそれを信用していない
- 視覚障害者以外の障害者への対応
- 実際に、さまざまな理由から録音してほしくない著作権者がいる
 - 品質、方言、間違い、音質
- 障害者対応の原則の確立が必要

その他

- インターネット端末からのプリントアウトすること
 - この場面だけではない(インターネット・カフェ、)
 - 「黙示の許諾」論
- 図書館内の利用に限定して資料の無許諾のデータベース化
 - そもそも「電子図書館」とは何か、どのようになっているのか
 - 今の図書館に「電子化」の余裕はあるのか

権利制限縮小の要求

1. 商業目的の「調査研究」を目的として利用者が複製を求めた場合について権利制限の対象から除外すること
2. 図書館資料の貸出について補償金を課すこと
3. 図書館等において利用者の求めに応じ行う複製について補償金を課すこと
4. その他
 1. 公衆の用に供するコピー機を利用した私的使用のための複製を権利制限の対象から除外すること
 2. 図書館等においてビデオ等を上映することについて権利制限の対象から除外すること

商業目的の「調査研究」を目的として利用者が複製を求めた場合について権利制限の対象から除外すること

- 最終利用目的が、収益活動であるときは、「調査研究」目的といえども、コストの中に著者権使用料を含めるべきである
- 現在の「解釈」は、それは「調査研究」の目的を限定しないとしている
- しかし、現場で商業目的とそうでないものを区別できるか(開業医の調査研究はどうする)「実効性担保論」
- 専門図書館問題
- 本当に退治したいのは何か(JSTなど?)

補償金とは

- 制限への代償
- 使用許諾ではない
 - 権利者との契約によるものではない
 - 権利者は許諾できない(強すぎないか?)
 - すでに無許諾でできるものにも補償金が必要の可能性
- 財源をみつけなければならない(税金を使うのが原則。行政的疑問としてどの予算から)
- 配分方式は別に考えなければいけない
 - 共通目的(日本の補償金(ビデオソフトなど))
 - 個別配分(イギリスの公貸権など)
- 貸与の場合、配分のために図書館のカウンタ機能が必要

当事者による検討

- 「図書館等における著作物の利用に関する検討」(文化庁長官官房審議官決定による)第1回
- 権利者：
 - － 文芸家協会、映像ソフト協会、学著協、書協
- 図書館：
 - － 大学、公共、日図協、専図協
- 第1回：
 - － それぞれが主張を復習(図書館は、 から撤退)
 - － それぞれが反論を復習(、 について一定の理解)
 - － 貸与の補償金について一般論

大学図書館における電子図書館的機能

- 平成8年学術審議会の建議「大学図書館における電子図書館的機能の拡充・強化について」
 - Digital preservation
 - Paperless library(要するに、スキャニング技術?)
- 「印刷媒体からデジタル媒体へ」
- 著作権の問題への波及に関する安易な危惧
 - 複製が作りやすい媒体だ
 - 複製が質的劣化を起こさない
 - ネットワークによる共有は情報の買い手を減らす
- さまざまな「筋の悪い」対応

情報化は著作権問題を複雑にしているか

- 「自由に複製が作れる」環境論
 - 権利者側からみれば危険
 - 利用者側からみれば非常に便利
 - したがって、権利者側尊重の法制度が必要
- しかし、インターネットの時代であれば、提供の際には利用に関する契約が行なわれる。所有権の移動をともなう売買ではない
- したがって、契約が守られる限り、ほとんど著作権の侵害はありえない
- ただし、紙媒体の利用にかかわる電子的手段の利用については、さまざまな問題が残る(典型的には電子的複製など)

大学図書館の電子化における著作権問題

- 貴重資料の電子化

- ほとんどが著作権が切れている
- 一部残るものについては、許諾交渉を行っている
(千葉大学の旧高等工芸所蔵資料電子化7件中5件)

- 「カレント」な資料の電子化

- 奈良先端におけるペーパーレス図書館の試み(インターネットの普及によって客観的には破綻)
- 学内生産資料(論文・報告書)の大学からの発信(筑波大学電子図書館の試みでは、著作権が出版社、学協会に譲渡されていることが問題。この問題への対応が実は重要)

電子ジャーナルの急速な普及

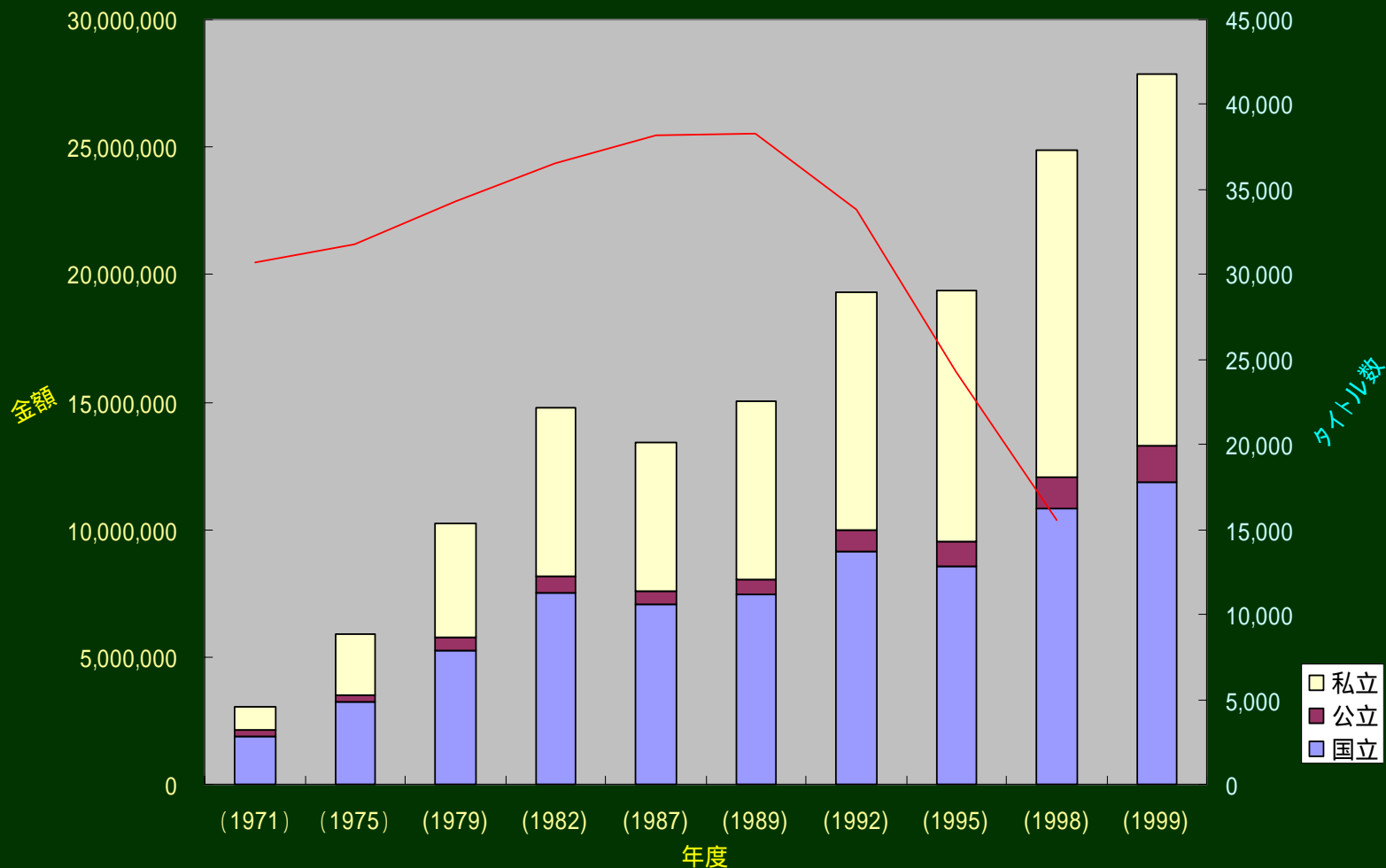
- 1999年から2001年で大きな変化
- 失われた10年間の発見(価格高騰と電子化)
- 2000年9月から2002年3月で、コンソーシアム形成への移行(国立大学)
- 「電子図書館」像の大きな変化
 - アクセス支援
 - 資料保存
 - デジタル基盤の状況 **すべて契約**
- SPARCなどの動き
 - 機関サーバへの掲載と著作権など

受け入れタイトル数：外国雑誌購入費

単位:千円

日本国内図書館の外国雑誌購入費および受け入れタイトル数

但し1982年度までは和雑誌も含む



電子図書館における著作権問題とは

- 基本的には、ライセンスによるので、著作権「法」的問題は後退。
- ライセンス交渉が著作権をめぐる主戦場
 - 研究者による学術コミュニケーションの自主管理
 - Walk-in use、ILL利用、
 - アーカイブ しか、学術においては利用者は著作権者
- 大学の電子図書館は、今まで以上にキャンパスと社会との接点として機能
- 発信機能の重視 (ナショナルポータル構想@NII) 筑波問題は大きい

これからどうしたらよいのか

- 法律解釈ではない具体的な問題解決
 - 「専門家」、役人は現場を知っているわけではない
 - 電子化を考えると、1995年の悲劇のように事態の進行は想像を絶して早い
- 利用者・権利者の間での事実に基づく議論
 - 両者の調整が重要である以上、事実を踏まえた議論(1年に日本でどれだけの複製が？そのうちで大学図書館では、録音図書を作成数は？DDS会社の取扱量は？)
- 電子的な情報流通の時代における著作者の権利保護と公益の保護とのバランスに関する積極的提言